

こ支家第 324 号
令和 6 年 5 月 22 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市の長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び町村の長への周知につきご配慮願いたい。